

返子市国民健康保険条例の一部を改正する条例 改正概要

- 1 平成 25 年度に国民健康保険料を改定するに当り、応能・応益割合を現行の 70 : 30 から 65 : 35 へ変更する。

**改正条文** 第 12 条、第 12 条の 5 の 5 及び第 12 条の 9 第 1 号の所得割の割合を 100 分の 70 から 100 分の 65 に、同様に第 2 号の被保険者均等割の割合を 100 分の 20 から 100 分の 25 に改正

- 2 規則で規定している保険料の減額について、国が示す国民健康保険条例参考例に倣い条例で規定する。

**改正条文** 第 16 条の 2 及び第 16 条の 2 の 2 を改正し、附則第 2 項を追加し既存の附則第 2 項以降を 1 項ずつ繰り下げる。

- 3 国民健康保険法施行令の改正に伴い、保険料の減免総額を基礎賦課総額に含めて算定することができるよう規定の整備を行う。

**改正条文** 第 8 条の 3、第 12 条の 5 の 2 及び第 12 条の 6 にただし書及び第 3 号を追加

- 4 その他の改正

字句整理等、所要の改正を行う。